高圧ガス保安法に基づく立入検査要領

高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第６２条第１項の規定に基づき、高圧ガスを製造する者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所（以下「高圧ガス取扱者」という。）について、奈良県知事が職員に立入検査を行わせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

１　立入検査の目的

この要領に基づく立入検査は、高圧ガスによる災害の発生の防止し、もって公共の安全を維持することを目的とする。

２　立入検査の種別及び検査頻度

立入検査の種別及び検査頻度は、次に掲げるとおりとする。

（１）　定期立入検査

定期立入検査は、高圧ガス取扱者のうち、法第５条第１項、若しくは法第１６条第１項の許可を受けた者、又は法第５条第２項の届出をした者に対して、別表により立入検査を実施する。

（２）　臨時立入検査

臨時立入検査は、高圧ガス取扱者に対し、次に掲げる場合に行うものとする。

ア　事故届が提出された場合

イ　定期立入検査、又は臨時立入検査において法令違反を発見し、指導を行ったものについてその後の状況を確認するために行う場合

ウ　災害の発生の恐れがある場合

エ　その他、特に必要があると認める場合

３　立入検査に係る実施計画の策定

（１）　立入検査に係る実施計画（以下「立入検査計画」という。）を策定するに当たっては、前項に掲げる頻度で行えるよう毎年度当初において計画することとする。

（２）　立入検査計画は、計画作成後の情勢変化等により必要と判断した場合には、変更することができることとする。

４　立入検査の実施

（１）　検査日の通知

立入検査の実施に当たっては、高圧ガス取扱者に対し、原則として立入検査実施予定日の２週間前までに立入検査の実施を通知することとする。

ただし、臨時に行う立入検査については、この限りでない。

（２）　検査日等の変更

（１）の通知到達後、高圧ガス取扱者側から検査日等の変更について要請があった場合は、立入検査の実施に支障がない限度において検査日等を調整することとする。

（３）　立入検査の実施体制

ア　立入検査は、原則として２名以上の職員で実施することとする。

イ　立入検査に従事する職員は、必ず所定の立入検査証を持参し、相手方から提示を求められた場合はこれを提示することとする。

６　立入検査の方法

立入検査は、高圧ガス保安法に基づく立入検査調査票（別紙1）の検査（指導）事項に従って実施するとともに、帳簿等によりその内容の整合性に注意しながら確認する。ただし、検査時間等の制約で立入検査調査票に掲げる全ての事項について検査できない場合は、適宜必要な事項について重点的に検査する。

７　検査実施上の注意事項

（１）　検査開始の際に、「本検査は、高圧ガス保安法第６２条第１項に基づき行われる立入検査であること」を高圧ガス取扱者に説明すること。

（２）　本検査を拒み、又は質問に関して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者には、罰則規定が適用されることを必要に応じ教示すること。（法第８３条）

（３）　検査を実施する際には、以上の検査のほか、法の内容、各種情報等についても説明を行い、高圧ガス取扱者の保安意識の啓蒙に努めること。

（４）　検査結果において、改善を要する事項がある場合には、その場において法令違反の内容を指摘し、改善方法を具体的に指示すること。

８　立入検査の報告等

（１）　検査を実施した者は、検査を終了したとき、「高圧ガス保安法に基づく立入検査報告書（様式１、様式２）」を作成して担当課長に報告することとする。

なお、作成に当たっては、検査において指摘した事項、改善項目等の内容を必ず記入することとする。

（２）　検査結果において、改善を要する事項があった場合には、検査後速やかに書面にて指導を行うこととする。

（３）　書面にて改善を指導した場合は、高圧ガス取扱者に対して「改善報告書」（別紙

３）により報告を求め改善を促すこととする。

（４）　改善結果については、高圧ガス取扱者から改善状況を記した報告書及び関係資料を徴収するとともに、必要に応じて再度立入検査を行うことにより、改善状況を確認することとする。

附　則

本実施要領は、平成２８年　７月２２日から施行する。

別表

高圧ガス取扱者	立入検査頻度等
法第５条第１項の許可を受けた者で 奈良県で保安検査を受検する者	保安検査受検時
法第５条第１項の許可を受けた者で 指定検査機関で保安検査を受検する者	原則として、３年に１回
法第１６条第１項の許可を受けた 所有者若しくは占有者	原則として、３年に１回
法第５条第２項の届出をした者で、 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける者	年間、３者程度
法第５条第２項の届出をした者で、 液化石油ガス保安規則の適用を受ける者	年間、３者程度